

〈教育報告〉

## 特別課程「公衆衛生看護方法論」

金子 仁子, 石井 享子, 鳩野 洋子 (公衆衛生看護学部)

本コースは、市町村保健婦の増加や、疾病構造の変化に伴う保健婦活動の変化に伴って1991年に新設されたコースで隔年毎のため今回が3回目の実施である。内容は「地区診断と捉らえた健康ニーズによる事業評価」を中心である。93年実施時の演習で「自分たちの活動からの健康ニーズを始めて捉られた」の感想が聞かれた。1994年に制定された地域保健法では、保健所の情報分析能力および企画力の必要性が言われている。また、母子保健業務が市町村に平成9年度には委譲されるため、市町村保健活動の見直しが必要である。そこで、今回も、公衆衛生看護活動の計画・評価のうち「地区診断と事業評価」を主に行うこととした。

さらに、高齢社会の進行に伴い、在宅ケアシステムづくりにおける保健婦の役割が増大しているにもかかわらず、具体的な役割およびシステムづくりの方法が確立されていない。そこで、在宅ケアシステムにおける保健婦の役割を明確化するための講義も企画した。

1 受講対象者：受講者の条件は経験年数5～15年で中堅者の卒後教育を目標としている。定員は30人である。応募人数が26人で全員入学を許可した。本年は経験年数が15年以上のものが12人含まれた。93年度の応募人数は38人であったが、今年は実施時期を早め、入学受け付けが3月中であったため、周知も徹底せず応募者が減少したと考えられた。

受講生の内訳は県から派遣15人、政令市・特別区から9人、市から2人となった。

2 授業方法：授業時間は132時間、22日間であるが、市町村保健婦や事業を中心的に行っている中堅保健婦が研修に参加しやすいように研修期間を前・後期に分けた。

3 授業内容：公衆衛生看護活動の計画と評価は38時間で、うち演習が26時間、在宅ケアシステムづくりに関する時間は16時間であり、システムづくり事例の講義と討議も含まれる。

### 1) 地区活動計画

①地区診断：研修開始前に地区診断のための用紙3

枚を配付し、事業評価との関係で、母子、成人、老人、精神の領域別の地区診断を行った。地区診断の方法は、地区健康指標の分析、生活実態の把握、社会資源の利用状況(保健サービスを含む)、環境条件(自然、社会)の把握等から地区的健康ニーズを導きだした。

②地区活動計画：健康ニーズから、地区活動における長期目標、中期目標、短期目標を検討する。

③事業評価：1)から導かれた健康ニーズから、事業を見直し地区の状況に合せた事業目標を検討し、評価方法を検討した。一連の過程をグループワークで行い、各グループに教官が入り検討を行った。

### 2) 在宅ケアシステムづくり

授業の中で、都市部、農村部における在宅ケアシステムづくりの事例を学び、討論の時間を設けて、その事例について、在宅ケアシステムづくりにおける方法論を議論した。

### 4 担当者の捉らえた受講生の反応

地区診断から事業評価をグループワークで実施したが、実際の業務の中ではこのことだけのために26時間も費やすことはなく、余裕をもって自分の地域や仕事の内容を見直す事ができたと考える。特に、自分の地域の生活実態を自分のイメージからまとめる作業は新鮮のようであった。グループも4人から9人と適切な人数であったため、内容の討議が深まったようである。

実際の現場の中で、今回の中心的テーマの「計画・評価技術」が生かせるかが鍵であるが、前半と後半との間に前半研修の報告を職場で行う課題を設けたが、職場の同僚の関心は得られ、いくつかの職場でも取り組みへの希望がみられた。修了者の今後の活躍に期待したい。

### 5 受講生のアンケート結果

カリキュラムの構成については「これでいい」が53.8%であり、追加してほしい内容として他分野で働いている保健婦の話が6人、自主セミナーの追加の希望5人とプログラムの講師や時間の配分等の変更を望むもので、このコースの大きな枠組み「計画・評価」に批判的な意見はみられなかった。

(1995.7.10～7.21 : 1995.12.7～12.22実施)

## 特別課程「健康教育」

石井 敏弘, 金永 安弘 (公衆衛生行政学部)

### 1. 概要

健康教育の具体的な実践に係わる企画、評価および調査・研究に関する専門的な知識、技法を体得することを目的とし、大学において学士課程を卒業した者で、健康教育の3年以上の実務経験を有する者を対象としたコースです。期間は5週間（計138時間）。

本年度は「多角的・広角的」「実践的」をキーワードに運営しました。すなわち、わが国の健康教育界の理論および実践のリーダーを殆ど網羅する一方で、公衆衛生分野のみでなく教育、心理学、マスコミや文化人類学領域などの講師も招聘しました。その結果、講師の陣容は大半が昨年度の本コースとは異なるものとなりました。

### 2. 実施状況

定員20名に対して6名の応募があり、全員が入学許可を得て受講しました。受講者の年齢は31歳から52歳で、職種は医師、保健婦、管理栄養士、歯科衛生士および県立衛生短期大学教員でした。

昭和40年代から成人病予防が大きな話題になり、昭和41年には厚生省が「衛生教育業務指針について」と題する通達のなかで「衛生教育とは、公衆衛生に関する諸活動のうち教育的な諸活動を総称するものであって、公衆衛生活動の一部門として必ず行われなければならない重要な意義を有するもの」としているにも拘らず、未だ成人病予防や健康増進に有効な健康教育の方法論が確立していないのが現状です。そこで、既成の公衆衛生の枠にとらわれずに広い観点から健康教育を考え直してもらうために、昨年の本コースと比較すると、カリキュラムの分類上は講義が増加する結果になりました。

しかし、受講者が少数であったために講師と円卓の配置で受講でき、講義形式の授業であってもディスカッションをしている時間が非常に多くありました。受講者の学習意欲も高く、ほとんどの講義が予定時間を超過するほどでした。

本年度の新たな試みとして、受講に先立って、これ

までに自分が携わってきた健康教育活動や現状の自分自身の課題などについてレポートにまとめるをお願いしましたが、受講にあたって自分なりの課題を明確にするのに役立ったようです。こうして受講生によって提出された課題については、講義中のディスカッションのみでなくワークショップでも解決を図りました。

実地見学は長野県の佐久総合病院及び佐久市役所・保健センターでした。前者は地域医療に先進的に取り組んでいることで有名な医療機関ですが、見学は受講者および引率者とも全員が初めてのことでした。病院の活動については雑誌などで紹介される機会も多いのですが、やはり「百聞は一見にしかず」で、その「豊かさ」を実感できた意義は大きいものでした。後者においては、市長の三浦大助先生も我々の指導に（手土産を携えて）駆けつけてくださいました。三浦先生は元厚生省公衆衛生局（現保健医療局）長を経て、平成元年4月から佐久市長に就いていらっしゃいます。衛生行政の専門家と市長という二つの視点から、しかもかなりの本音を直接に拝聴できましたことは非常に貴重な経験でした。

### 3. 今後の展望

講師を広い分野から著名な方を多数招聘できたものの、受講者数は6名に留まりました。受講者の問題解決能力養成という点から非常に恵まれた状況でした。しかし、国の現任者教育という本院の教育事業の目的を考えますと、受講者を増やすことも重要です。そこで「大学において学士課程を卒業したという者」に限定していた入学資格を、次年度から「高等学校を卒業のうえ保健婦養成施設を卒業した者」にまで拡げました。

成人病予防、健康増進のためのライフスタイル改善に実効をあげるには、公衆衛生領域に加えて教育（指示すること、何かをさせることではなく学習能力を養成すること）の要素も非常に重要と考えます。しかし、公衆衛生の専門家が教育についての学習・訓練を受ける機会は殆どありません。そこで、既存の健康教育や公衆衛生の概念を超えて広い分野から、教育に関する科目充実を図ろうと考えています。

(1995.9.11~1995.10.13実施)

〈教育報告〉

## 特別課程「廃棄物処理」

田中 勝（廃棄物工学部）

廃棄物処理コースは、地方自治体等で廃棄物処理業務に従事する技術者を対象に、廃棄物処理に関する専門的な知識と技術を授けることを目的としている。平成7年度には第20期生を送り出し、現在までに約570名がこのコースを修了した。

本コースは期間が5週間であり、講義、施設見学、特別調査研究等から構成されている。講義では、「廃棄物処理概説」で廃棄物処理の包括的な理解、現状の問題点の把握及び行政施策の方向を、「廃棄物処理計画」で廃棄物の収集輸送から処理・処分までの計画論の考え方と実際への応用、「廃棄物処理処分工学」で処理・処分技術、資源化技術に関する専門的な知識と実際への応用、「環境管理」で処理・処分に係る環境管理計画やリスクアセスメントの考え方と実際への応用、について学習する。「廃棄物処理概説」は主として国の行政担当者が担当するが、その他は本院の職員ならびに大学、自治体等の専門家が担当している。

施設見学では、東京湾内にある埋立処分場、粗大ごみ粉粹処理施設及び東京都の最新の焼却施設と近県にある廃棄物処理施設等を対象としている。後者は1泊2日の日程で行う。平成7年度は長野県で行い、資源回収工場、山間の最終処分場及びし尿処理施設を見学した。

本コースでは、都市ごみ、産業廃棄物及び生活排水を対象とし、行政面から技術面までの広範な内容を扱っている。一方、研修生は日常業務の中で多様な課題を抱え、その解決策に役立つ知識を本コースで得ることを希望している。こうしたことから、講義のみではカバーすることが十分ではない領域について、さらに深度のある研修が実施できるように研修生が自ら抱えている課題について、グループで調査・検討し、研究報告書をまとめる特別調査研究のカリキュラムを設け、約45時間を当てている。平成7年度に行った課題

とその概要を以下に示すが、廃棄物処理をめぐる現在の状況を反映した課題となっている。なお、詳細な内容は、(社)全国産業廃棄物連合会の機関誌「いんだすと」の平成8年2月号から連載されているので、参考にしていただきたい。

### (1) 産業廃棄物最終処分場の埋立終了後における諸問題についての一考察

産業廃棄物最終処分場を閉鎖する際の条件については規定が抽象的なものになっており、閉鎖により設置者の責任が軽減されることや、閉鎖後に問題が発生した場合に行政側に責任が生じることから、閉鎖を認めていない自治体が多い他、跡地の譲渡等による事故やトラブルが発生している。こうした背景から、閉鎖に關わる諸問題や跡地利用のあり方等について検討している。その結果、閉鎖の基準は処分場内部の安定化を十分考慮すべきであること、閉鎖にとらわれず処分場の安定化の程度を勘案した利用を検討すること、跡地利用に関する法的位置づけを明確にすること等を提言している。

### (2) 廃棄物最終処分場の確保における合意形成について

産業廃棄物の最終処分場は、住民には迷惑施設の一つとして受けとめられており、設置者と地域住民との紛争が絶えない。そのため施設の設置に係る住民合意の形成手法を確立する必要がある。こうした背景から、産廃処分場のライフサイクル全期間の住民側の不安要素を取り上げ整理して、産業廃棄物処理計画時の合意形成に必要かつ実効性のある方策について検討している。その結果、住民不安の第1は「水」についての不安、第2は「搬入管理への不安」となっていること、また、対策の要点は、それぞれ、モニタリング及び修復に係る新技術の早期確立・低価格化、住民との間で取り決めを定めて信義に基づいて守らせることを有効な方法としている。また、これらの対策を実現する公共関与としては、法整備の現状等から、自ら事業主体

---

(1995.9.11～1995.10.13実施)

になって実施する方法が実現性が高いとしている。(3)

#### 廃棄物の適正処理のための検討—小型焼却炉の検討

—

廃棄物の処分方法として、減容化、無害化及び衛生面で優れた焼却処理が行われており、省スペース、簡便さ及び設備費の低減などから小規模な焼却炉が自家処理として多く使用されており、黒煙発生等、トラブルも多発している。そこで、民間事業者による小型焼却炉の設置、維持管理が適切に行われるよう指導する立場にある自治体の職員の視点で関連情報を整理し、指導を行う上で資するマニュアルとしてとりまとめている。

#### (4) 都市部におけるし尿処理の将来像について

近年、公共下水道と浄化槽の普及により年々水洗化が進み、汲み取りし尿の減少、浄化槽汚泥等の増加及び処理物の多様化の傾向にある。一方で、受け入れ側から見ると、し尿搬入量の量・質にかかわらず施設は稼働せねばならず、現場では技術面、経済面で対応に苦労している。そこで、今後の新しいし尿処理施設のあり方を下水道投入という手法を中心に検討している。その結果、投入量、投入水質等を始めとする下水道投入基準を確立すること、運搬に係る経費節減及び効率化、運搬車両による景観保全問題を考慮した施設立地場所を検討すること、及び国庫補助を整備すること等の問題を解決する必要があると提言している。

#### (5) 一般廃棄物のリサイクルの実態と推進策について

廃棄物問題を解決するためには、省資源や廃棄物リサイクルを推進する必要があり、我々のライフスタイルも、現在の消費型社会からリサイクル型社会への転換が求められている。そこで、ライフスタイルに根ざしたリサイクル社会の構築を目標とし、クリーンリサイクルタウンに選定された先進自治体の事例をもとに、住民参加のあり方、リサイクルのコスト試算、他自治体へのシステムの適用性を検討している。その結果、小規模な自治会ほど資源化率が上昇する傾向がみられること、1人あたりの集団回収量は集団回収補助金の割合が高いほど多くなっていること、資源ゴミ割合も資源化コストの割合が高ければ高くなる傾向があること等の状況がみられるとしている。

#### (6) 廃棄物の不適正処理防止対策

廃棄物の不適正処理は、罰則の強化が行われたにもかかわらず、減少せず複雑巧妙化してきている。また、不適正処理事案は一度発生してしまうと種々の手続きで行政にとって多大な負担となるため、不適正処理の発生を押さえることが先決となる。そこで、不適正処理の発生原因を考察し、発生の抑止力となるような手法を法の整備および行政指導の活用という二方面から検討している。その結果、法の整備(規制的側面)((廃棄物処理の責任体系、行政命令、経済的要因(罰則の強化))、行政指導の活用(誘導的側面)((人事交流、自治体間の情報ネットワーク、廃棄物処理情報の一元管理化、周知・啓発活動))に分けて種々の提言を行っている。

#### (7) 建設系産業廃棄物の適正処理推進のための市場評価

建設業から排出される産業廃棄物は、建設副産物として種々の再利用促進の対策が実施され、着実に成果が上がっている。一方で、適正処理の徹底については、不法投棄や野焼き等の不適正処理が後を絶たず、廃棄物行政の大きな課題となっている。そこで、不適正処理が多く見られる建設混合廃棄物に着目し、排出から最終処分・再利用までの流通の現状を処理価格を中心追い、混廃の不適正処理防止のための適正な処理価格の在り方及び適正な市場の在り方について検討している。その結果、処理価格を求める単位の統一、個別支払い方式の導入、再生品市場の活性化、事前分別の促進、将来の廃棄を考慮した住宅造り制度の導入を提言している。

特別調査研究については、課題への着手を早めに見えるよう配慮しているが、短い調査期間内でとりまとめるため、研修生の多大な努力を要する状況となっている。しかしながら、各研修生が日常業務で抱える課題を解決するためのヒントをつかんで修了する事例も多く、教育的効果は非常に大きいと考えられる。今後とも時間的制約の下でのより効果的な運営方法、本院における情報集約・収集機能の強化を行うことにより、さらに高い教育効果を上げるよう努力したい。

&lt;教育報告&gt;

## 特別課程「公衆衛生特論(1)」

小林友美子、中原俊隆（公衆衛生行政学部）

### 1. 概要

公衆衛生特論は年2回開講され、対象は原則として採用後3年末満の国および自治体において公衆衛生業務に従事する医師または歯科医師である。6週間の研修期間内に公衆衛生ならびに公衆衛生行政のあらゆる領域における最新の知識と広い視野が得られるよう配慮した教育内容であるため、例年希望者が多い。さらに実地研修として保健医療福祉の関連施設等を見学することとしており、本年度は聖路加国際病院と佐久総合病院を訪問した。

地域保健法の成立や老人保健福祉制度の改正等、厚生行政における大きな改革の流れの中で、21世紀に来るべき本格的な少子・高齢化社会を展望した新しい地域保健対策に向け、保健所・市町村・地域医療機関の今後の役割と責任が真に問われている。受講生の多くは、全般的な知識の修得はもとより、厚生省のビジョンを理解し、保健所の将来像をいかに描出するかに腐心している様子であった。

### 2. 実施状況

定員30名に対し28名の応募があり、全員入学を許可した。内訳は男性22名、女性6名、年齢構成は27歳から65歳と幅広く、すべて臨床医出身であった。また、国際協力事業団からの研修生1名を聴講生として受け入れた。講義の配置は概ね、講習期間の前半は主に厚生省幹部を中心として公衆衛生行政の総論・各論、後半は院外・院内講師による公衆衛生総論・各論とした。また特別講義は、公衆衛生の展望・生命倫理・医療の質・医療過誤・化学物質規制・災害時における保健所活動の6つのテーマを設けて行った。

受講生の背景が多様であるために、すべての要望に

応えることは難しいが、アンケートなどの感想からは事前の期待事項がほぼ充足されたことがうかがわれる。関心の高かった「地域保健法と保健所像」について、昨年度よりは意義と問題点が明らかになったようだ。また、本年度は高齢者介護対策をめぐり、複数の講師が取り上げ重点的な講義が行われた。教授形態は講義中心だったが、実践者養成の面からもグループワーク等を取り入れることも検討すべきであろう。

### 3. 今後の展望

平成7年度は、全国の保健所・市町村が新しい地域保健体制への移行のための準備に取りかかった。地域保健法の意義を理解するには、地域保健を巡る環境の変化、すなわち、高齢化・少子化の波、国民の価値観の多様化、生活環境についての関心の高まり、といった変化に即応するための行政における必然性を咀嚼し、その上で、地方分権、生活者本位、規制緩和、という3つの視点で法律が組み立てられたという政策決定・法律制定のプロセスを理解しなければならない。また、保健・医療・福祉の連携の重要性は各方面で指摘されてはいるものの、具体的な方策や体制づくりについて今後一層の議論が必要である。

従って、将来あるいは現在、保健所長として地域保健のあり方を見据え保健所・市町村の役割と機能を主体的に構築できる人材養成を目的とする本コースでは、基本的知識事項の網羅だけでなく、前述のようなダイナミックな行政の動きや、地域の実情に適合した独創的な行政サービスの展開の事例などを通じて、研修内容を生きたものとするよう充実していかなければならぬ。そのためには、過去の教育実績を評価しながらも、教授形態や講師選定の改善などによる現状のカリキュラム構成の再編も考えていく必要があろう。

(1995.11.1~1995.12.14実施)